

令和6年能登半島地震 支援制度のご案内

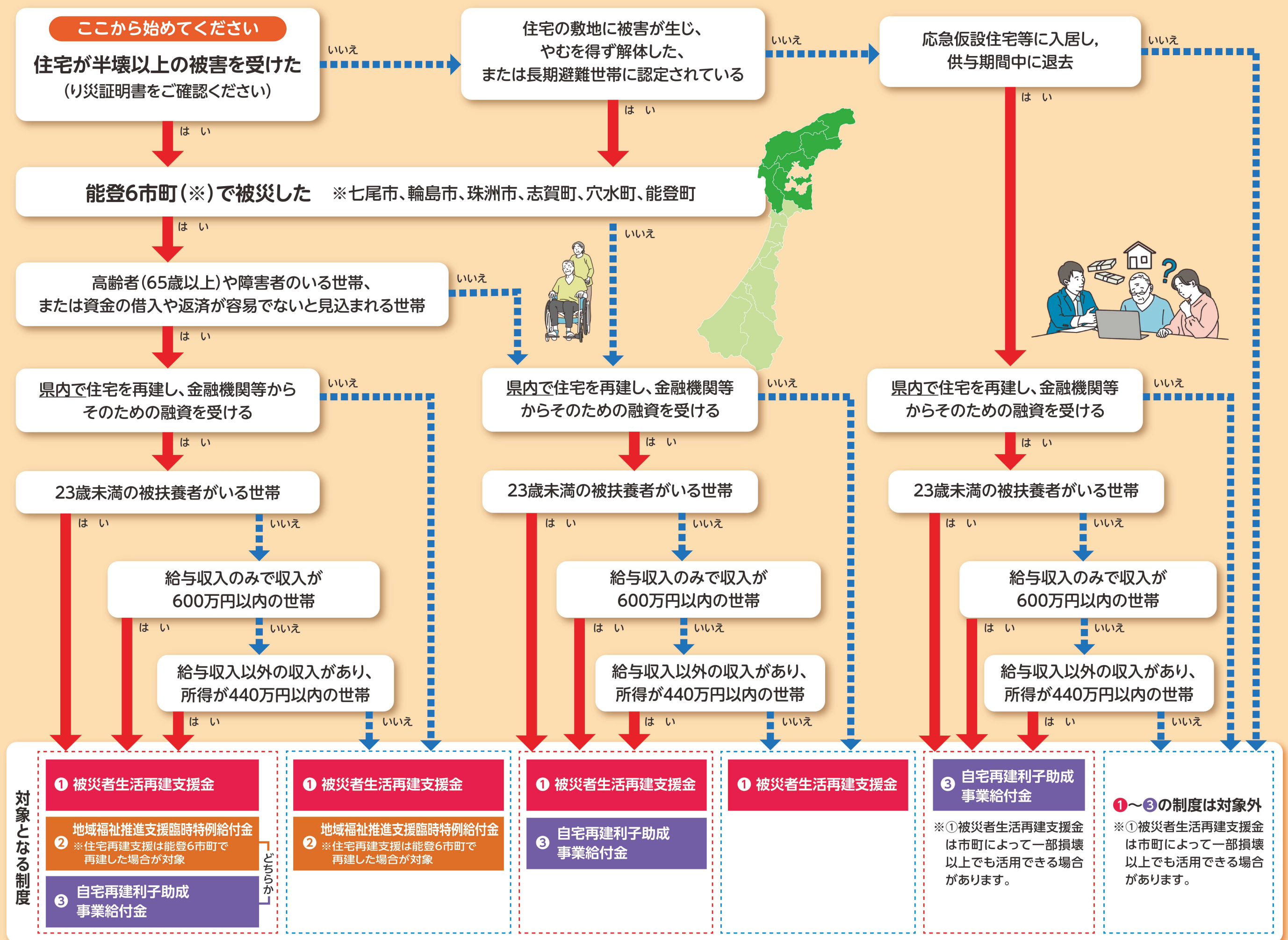
保存版

令和6年5月30日時点

今回の地震で被災されたみなさんが受けられる支援制度は、お一人お一人の住宅の被害状況や、家族構成などによって異なります。「Ⅰお住まいに関する給付」、「Ⅱ見舞金や義援金などの給付」、「Ⅲ貸付・融資」について、ご自身が受けられる支援内容をご確認いただき、今後の生活再建にお役立てください。

※市町によっては、さらに追加の支援がある場合があります。

Ⅰ お住まいに関する給付



① 被災者生活再建支援金

【対象】 お住まいが半壊以上の被害にあわれた世帯
(解体世帯と長期避難世帯を含む)

※一部市町では、準半壊・一部損壊世帯も対象

【内容】 ①基礎支援金 お住まいの被害程度に応じて
最大100万円を支給

②加算支援金 お住まいの再建方法に応じて
最大200万円を支給
※自己負担がある場合

再建方法	加算支援金額(最大)
建設・購入	200万円
補修	100万円
賃借	50万円

※①、②いずれも、1人世帯は3/4の額を支給

【お問い合わせ・申請先】
被災したお住まいのある市町の窓口

※窓口・郵送で受け付け



② 地域福祉推進支援臨時特例給付金

【対象】 能登6市町(※)において、半壊以上の被災をした、
・高齢者や障害者のいる世帯
・資金の借入や返済が容易でないと見込まれる世帯
①住民税非課税世帯・住民税均等割のみ課税世帯、
②家計急変世帯、③児童扶養手当受給世帯、
④離職・廃業した人がいる世帯、
⑤一定のローン残高がある世帯 など
(※)七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町

【内容】 家財等支援:最大100万円

(家財50万円+自動車50万円)

住宅再建支援:最大200万円 ※実費を勘案

(賃借の場合:最大100万円)

※住宅再建支援は能登6市町で再建した場合が対象

【お問い合わせ・申請先】

地域福祉推進支援臨時特例給付金コールセンター
TEL:076-225-1956

※窓口・オンライン(6月3日～)、郵送で受け付け



③ 自宅再建利子助成事業給付金

【対象】 次の(1)～(3)の全ての項目に該当する方

(1) 県内で住宅の新築・購入または補修を行う方

(2) 次の1～4のいずれかに該当する方

- 1 県内で住宅が半壊以上の被害を受けた
- 2 住宅敷地に被害が生じ、やむを得ず解体した
- 3 長期避難世帯に認定されている
- 4 応急仮設住宅等に入居していた

(3) 次の収入要件のいずれかを満たす世帯の方

- ・給与収入のみの世帯:600万円以内
- ・給与収入以外の収入がある世帯:440万円以内
- ・23歳未満の被扶養者がいる世帯:所得制限なし

【内容】 住宅再建のための融資に必要な利子分を
助成(最大300万円、一括前払い)

【お問い合わせ・申請先】

自宅再建利子助成事業給付金コールセンター
TEL:076-225-1968

※窓口(6月3日～)、郵送で受け付け



